

## 第5回市議会報告会&意見交換会 質問と回答

### I. 市議会報告会について

- 非常に内容のある質疑が聞けて有意義であった。(アンケート)
- 短時間の説明でよく分かった。ちょうどいい。(アンケート)
- 積極的に開催してほしい。(アンケート)

→ありがとうございます。今後も積極的に開催してまいります。

- 市議会報告会はより多くのご意見を聞くという形を取って欲しい。(あいぱーく光)
- 質問したく順番を待っていたのですが、回って来なかった。同じ人が長時間かかったら、言いたい人が言えません。よろしく願いいたします。(あいぱーく光)
- 回を重ねるごとに意見が多く出ていると思う。白熱した意見が出るのはいいことだと思う。(アンケート)
- いつもよりレベルが高かったと思う。お一人、大きな声を出される方がいて、聞くのが辛かった。(アンケート)
- 今回の報告会は個人的な意見などもあり、長すぎたと思う。進行に対して、きちんとした対応を願いたい。(アンケート)

→より多くの方からご意見が頂けますよう、会の進行を改善して取り組みます。

- 盛りだくさんの報告も悪くないと思うが、年に数回の報告会なので、テーマを絞り、少しばかり具体的に、そして、少しばかり深く行ってはどうか。(アンケート)
- もう少し問題点を特定して、しっかりと議論できたら良いと思う。(アンケート)

→市議会報告会は年2回開催しており、半年間の市議会報告ということで内容が多岐にわたっております。項目選定や時間配分にあたっては、市民の皆様のニーズに応えられるようにいたします。

- 説明の口調が早くついていけない。ページのどこを読んでいるのか不明。相手に伝わらなければ、意味がないと思える。もっと分かりやすい説明を。(アンケート)

→ページ番号や項目名を読み上げることなど工夫しながら、わかりやすい報告となるよう取り組みます。

- 個人的見解を受付けないことは、最初にきちんと説明、注意をするべき。(アンケート)

→光市議会報告会は、個人の見解を述べるのではなく市議会全体の報告としております。会議の冒頭及び途中で説明し、周知を図るよういたします。

○一方通行の感がある。努力のあとを具体的に。賛成・反対の議員の名前は、公開してもいいと思う。(アンケート)

→市議会の報告にあたりましては、議決内容だけでなく、市議会における議論や賛否理由が明確になるよう努めてまいります。また議案に対する賛成・反対の議員名は、市議会ホームページで公開しておりますので、そちらをご覧ください。

○報告会に来る市民と一緒に企画をしてみたい。(アンケート)

→事前提案制度・アンケートの実施・質問に対する回答の送付や公開などを通じて、市民の皆様との一体感の醸成に努めたいと考えます。

○市職員の参加者が目立つ。職務での参加か。動員か。(アンケート)

→職員は市政の担い手であるとともに一市民でもありますので、市議会報告会への参加は歓迎いたします。また職務での参加や動員による参加はありません。

## II. 議会運営について

○市議会は日頃から対話ができるような形をもっと取っていただきたい。また行政が何をしてくれるかというよりも、私どもが何をやるから行政は何をしてくれるかという、新しい時代に向けて、変革をしていきたいなというように思う。(あいぱーく光)

→市議会報告会・市内視察・各種団体との意見交換などを積極的に行い、市民の皆様との対話の努力を続け、協働のまちづくりを目指していきたいと考えます。

○定数18については、大変な努力をされており、評価している。議員歳費、政務調査費については、見直しが必要かと思う。(アンケート)

→平成16年の合併時には市議会議員定数24名でしたが、現在は18名に削減しました。議員報酬についても月39万円から月37万円に削減、政務活動費は月2万円です。全国的な動向も見ながら、今後の検討課題とさせていただきます。

○市議会の視察は何人で行ってるのか。視察の時の様子とわが町でこういうことは活かしていけるというような話はないか。各議員はどのように考えているか。(あいぱーく光)

○県外視察は、18人の議員さんがいるので、1人1ヶ所行けば、18ヶ所の情報が入るのでは。それを元に、この地にマッチングするブランドができればいいですね。(アンケート)

→光市議会では視察を各委員会毎に実施しており、委員全員で参加しております。また視察結果については、報告書や各委員の所感をホームページに掲載しております。なお、光市議会では公費による1人視察を現在認めておりません。

○平成23年6月に光市議会として「上関原発建設計画に関する意見書」を可決し山口県知事に提出されたが、その意見書に掲げる3つの要請事項について改善が見られないことから、「原発ゼロの日本」を目指す請願を光市議会に提出したいが、議会としての考えを伺いたい。（事前提案）

→請願権は憲法で保障された国民の権利であり、市民の皆様から市議会に対して請願書が提出されることは、健全な議会制民主主義の在り方として大切なことだと考えます。提出された請願につきましては、担当の委員会に付託し、審査の後、本会議で採択・不採択を審議することとなります。また請願提出者が市議会の場で意見を表明する場もご用意いたしますので、是非ご活用下さい。

○原発ゼロの日本を目指す請願をこの2月の市議会に出す考えだが、今回の私たちの請願を受けて、再び意見書を出されるお考えがおありか。また、前回の意見書は県知事宛だけでしたが、国会にも意見書を出してほしい。（あいぱーく光）

→市議会の意見書については、地方自治法第99条において地方公共団体の広域に関わる事項に関して、議会の議決に基づき、内閣総理大臣、国会、関係行政庁に提出できることとされています。光市議会では平成23年度に上関原発建設計画に対する意見書を全会一致で可決し山口県知事に提出しておりますが、県を通じて国に対しての要望も盛り込んでおります。市議会として意見書を出すかどうかは、各会派の判断と協議により進みます。

なお、平成26年3月議会に提出された「上関原発建設計画の中止と原発ゼロの日本の早期実現をめざす請願書」については、審査の結果不採択となりました。

○光市議会の本会議や委員会等で「相互に礼」の実施をお願いしたい。本件については第4回議会報告会で回答いただいているが、改めて要望したい。（事前提案）

○光市では7年前、相互に礼が始まりました。今では公民館や地域の会議へも広がり、光市の良き伝統として定着しています。その相互に礼を光市議会でも行っていただきたい。（あいぱーく光）

→第4回市議会報告会の浅江会場やアンケート等でご提案がありましたことから、会派代表者会議や議会運営委員会で協議をいたしました。光市議会では本会議や委員会におきまして、議長や委員長が挨拶を行い、議員や執行部もその挨拶に答えております。協議の結果、この現行のスタイルを継続していくことに全会派の賛同を得られました。

また、第5回市議会報告会でも同様の提案がありましたことから、再度協議を行いました結果、「現行のスタイルでよい」という意見と、「公民館等で行っている相互に礼を行うべき」という意見があり、全会派の一致をみなかったため、現行のスタイルを継続することとなりました。

### Ⅲ. 委員会について

#### Ⅲ-① 総務市民文教委員会

○国民健康保険について、ジェネリック医薬品の使用、一般会計の法定外繰入金の制度、国保料引き上げに対して、議会はどのような取り組みをしているのか。（あいぱーく光）

→保険料を抑制する方法としては、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進を図るとともに、特定検診の受診率の向上に向け通知の回数を増やす、といった取り組みをしております。また保険料の収納率向上に向け、休日や夜間の窓口の開設を行っていません。

法定外繰入については、税の公平性の観点より、慎重に取り組むべきと認識しています。また国保料の引上げについては、毎年医療費が膨らんでいることから、財源不足を補うため平成25年度に税率を改正したばかりです。

#### Ⅲ-② 環境福祉経済委員会

○光市は中山川ダムの水利権（上水15,000t/日）を有しているが広域水道事業の中止により、権利行使できていない。今般、山口県はこの光市の上水の水利権を周南地域の工業用水に転用しようとしているが、市民の財産である水利権をどのように譲渡するのか、市議会としてどのように関与しているのか伺いたい。（事前提案）

○広域水道事業について、水利権を山口県の工業用水として利用したいという話はどうなったのか。市議会として、この財産をどういうふうに扱われるのか、議会でどのように話されたのか。広域水道で水利権を保有するのならば維持管理費を払うわけで、年間2500万ぐらい払っている。水利権の行使を光市はせずに山口県が買い取れば支出部分は減り財政健全化にも寄与していく。（あいぱーく光）

→広域水道事業中止に伴う水利権については、委員会で質疑があり、工業用水に転用し、水利権の移譲はないことを確認しております。その他の事につきましては、具体的になっておりませんので、今後とも説明を求めてまいります。

○周南流域下水道事業の全資産は山口県の所有となっているが、光市民が負担し費用はどうなったのか。光市議会として議論がなされていないようだが、議会としてどのように理解されているのか。（事前提案）

○流域下水道事業について、資産はどこにあるのか、議会としてこの件を理解されているのか、お答え願いたい。下水道料金が非常に高くなっているため、市議会は真摯に調査すべきではないか。（あいぱーく光）

→資産は山口県です。流域事業を構成しております光市、周南市、および岩国市は、県に支払っている建設費負担金により施設を使用しています。無形固定資産として流域下水道施設利用権というものをっております。

ご質問の内容については、平成26年3月議会の環境福祉経済委員会で質疑を行い、別紙（IV-⑤環境関係）のとおり回答を得ております。

○下水道事業について、過去12年間で4度も値上げを行っている。市議会は立法機関として行政機関に対する抑止効果がないのではないか。（あいぱーく光）

→下水道会計特別会計の赤字22億円については、先に施設をつくり、それが接続したあとで料金収入として回収される事業であるため、事業実施の初期における赤字は会計上やむを得ません。平成30年度迄にこの赤字は落ち着くとの説明を受けております。下水道料金が県内トップクラスに高いというのはご指摘のとおりですが、理由としては工事が遅かったということ、供用の予定区域が他市に比べて広いことが挙げられます。事業の見直しについては、供用予定区域の見直しを行いまして、7年間今後下水道がいかない所については、合併浄化槽を設置する補助制度を創設しました。下水道料金は高いが、上水道につきましても、県下でトップクラスの安さです。足した金額につきましても、県内の平均よりちょっと高いぐらいです。

議会としてチェック機能については、県に対する支出の負担割合は適正か、県が運営している浄化センターの人件費などは適切か、現在の工事は安くないのか、という議論を行っています。

○下水道について市民を交えたシンポジウムをやりましょう。個人的に提案させていただきます。（あいぱーく光）

→下水道問題については、平成25年7～8月に開催した第4回光市議会報告会において、報告テーマとして下水道を取り上げ、意見交換をさせていただきました。

シンポジウムの開催については、現時点において考えておりません。

## IV. 行政について・・担当委員会において回答を作成

### IV-① 総務関係

○体育館や公民館のような公共施設の管理者の多くは、市役所の定年者や企業の定年者が長年努めているのではないか。この管理者の一部に生活保護者の受給者を起用すればと思うがいかがか。（事前提案）

→ご指摘の公共施設の管理については、光市が行うもの、サービスを提供する民間の会社やNPO法人などの指定管理者に委託しているもの、さらには市町村ごとに設置されているシルバー人材センターに、休日や勤務時間外の管理を委託しているものなど、様々なケースがあります。

近年、公共施設の管理者として市役所を定年退職された方々が多くみられるのは、今までの経験を活かして再任用制度で働いておられるかたがふえたからです。また、年金受給年齢の段階的な引き上げに伴い、定年退職をする職員が再任用を希望する場合「地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度」にもとづいて65歳までの雇用の実施を義務づけられています。

生活保護を受給しておられる方々にとってもチャンスは平等であり、高齢者の場合はシルバー人材センターに登録されることで働くこともできます。市の臨時・パート職員として働くことも可能です。

### IV-② 企画関係

### IV-③ 市民関係

○光市内には壊れかけた住居や石垣、ブロック塀など人が生活していない空き家が散見される。防災面での危険も常々、感じており、光市として空き家処置についてどのように対処するのか伺いたい。（事前提案）

→空き家の管理について、これまでは市民から要請のあったものについては市民部の生活安全課を通じ所有者へ適正な管理をお願いして参りました。光市議会では平成25年の3月、9月議会において空き家の適正管理条例制定を求める質問があり、平成26年3月議会で「空き家等の適正管理に関する条例」案が上程され全会一致で可決。7月1日から施行されます。

その内容は、空き家の所有者は適正に管理する責務があり、市民には情報の提供を求め、市は空き家の実態調査を行うことができ、管理不全な場合は助言、指導、勧告、命令、氏名を公表することが出来る。それでも命令に従わない場合は、市が代執行し費用を徴収することができるとなっています。現在光市内には三千戸を超える空き家が存在し、この条例により空き家の適正管理を促進し生活環境の保全や安全で安心なまちづくりを推進します。詳しくは市民部生活安全課までご相談ください。

○光高校下の県道に、信号付きの横断歩道を。現在は歩道のない白線内を通行している。毎日40～50名の生徒が通学していて大変危険である。（アンケート）

→ご指摘のあった場所について、正確に位置の特定をする必要があることからお手数ですが、議員、もしくは生活安全課までご相談いただきたいと思います。位置の特定ができ次第、光警察署と協議の上、安全対策など検討いたします。

○当地にある製薬企業は、新薬開発で健康に貢献することを目標にしている。後発医薬品を治療に使用することに、どれだけのメリットがあるか、処方、調剤する方のインセンティブを考えるとどうだろうか。シミュレーションしてみしてほしい。（アンケート）

→後発医薬品（ジェネリック薬品）の使用メリットについては、患者負担の軽減や医療保険財政の改善があげられます。光市では後発医薬品の普及率が平成24年度に30.1%であり、年間約5000万円の医療費節約につながっています。

また、後発医薬品を処方・調剤することで、医療機関や薬局に点数加算のインセンティブが働きますが、加算によって支払われた金額については把握できていません。しかし、後発医薬品普及の取組みの主旨を鑑みますと、インセンティブで発生した額よりも医療費節約の効果額の方が多いと考えられます。

#### IV-④ 教育関係

○学校給食センターについて、合併新設された理由、職員数や構成人員の割り合い、建設場所の選定理由をお伺いしたい。（あいぱーく光）

→光市の給食センターは、老朽化、不十分なアレルギー対応、衛生管理基準が適合していません。職員については平成26年9月からの供用開始に向けて、栄養士の場合は県との調整が必要ですし、今後検討していきます。場所は、防災の面で地盤が強固、海拔があり、上下水道の配管ができる、そして市内全体の学校へのアクセスでこの地が選ばれ、市議会でも承認しました。

○学校給食センターについて、民間でできることは民間に委託してはどうか。（あいぱーく光）

→調理師の方々は委託いたしておりますので民間が入っています。入札において受託された方がその調理師の方を公募されて、応募された方がそこで働くというような形になると考えられます。

#### IV-⑤ 環境関係

○犬の糞尿の放置については、注意しても改善が見られない方もいることから、地区内の衛生環境が悪化しており、その改善に向けて罰則を設ける条例の制定を要望する。第3回報告会でも要望したが事態がエスカレートしてきていることから再度、要望したい。（事前提案）

○犬の糞の後始末のマナーが悪い。ゴミステーションからのゴミの持ち出しは逮捕とか検挙に至らない。罰金のある条例を制定していただければ、警察の方でも対処ができるので制定してほしい。（あいぱーく光）

→犬のフン害防止につきまして、本市では「光市空き缶等ポイ捨て禁止条例」において飼い犬の遵守事項を定めており、飼い主に対し市が指導を行うこととしておりますが、罰則規定につきましては定めておりません。現在、犬のフンの放置に対して、罰則規定を設けている自治体が県内に3市ありますが、行為者を特定することが困難であり、いずれの市においても罰則が適用された事例は無い状況にあります。

本市におきましては、引き続き自治会などの協力をいただきながら、啓発用看板の設置や回覧版などによる注意喚起を行うとともに、犬の飼い方教室を開催するなどして、粘り強く啓発活動を続け、飼い主一人ひとりのマナー向上に努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、長年啓発活動を行ってきているにもかかわらず、市に寄せられる犬の糞尿に対する苦情は、後を絶たないのも事実でありますので、今後も県内他市との情報交換や先進地での取り組み事例などの情報収集に努め、より実効性のある方策について研究していきたいと考えております。

○ゴミステーションからの資源ごみの持ち出しについては、光市で作成した注意喚起の札を掲示しているが、未だにおさまることが無い。罰則規定が無ければ警察も取締りができないことから、罰則条例の制定を要望する。第3回報告会でも要望したが事態がエスカレートしてきていることから再度、要望したい。（事前提案）

→ゴミステーションからの持ち去りについては、禁止看板を各ステーションに掲示して、抑止力に努めているところですが、抜本的な解決には至っておりません。

持ち去り行為は、全国的な問題であり、有用資源の国内循環確保のため、国の政策は海外での不適正処理防止のための措置として、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関するバーゼル法及び廃掃法の運用強化による水際規制の強化や不用品回収業者対策、持ち去り対策など検討されており、国の規制により持ち去り行為等も減少するのではないかと考えられます。

本市といたしましても、国の動向を見据えながら、今後の対策を検討してまいります。



○周南流域下水道事業の全資産は山口県の所有となっているが、光市民が負担している費用はどうなったのか。（事前提案）

○流域下水道事業について、資産はどこにあるのか。（あいぱーく光）

→流域下水道事業の資産は山口県の所有です。光市は関係2市とともに、建設費負担金を支払っておりますが、このことにより、無形固定資産として流域下水道の施設を利用する権利を持っております。

○下水道事業について、過去12年間で4度も値上げを行っているがなぜか。（あいぱーく光）

→下水道は、公営企業として独立採算性の原則が適用され、「雨水公費・汚水私費」の原則があり、基本的に公費で負担すべき額を除いた費用を使用料で賄うところですが、早い整備の要望に基づき、短期間で下水道整備により公債費負担が下水道会計を圧迫し、累積赤字が増大したことから、一般会計からの繰入金確保しながら、光市財政健全化計画及び下水道事業特別会計財政健全化計画を策定し、これらの計画に基づき、適正な使用料単価を検討し、段階的に下水道使用料を値上げすることで、市民の皆様にもご負担をいただいております。

○室積市延地区には未だに下水道が整備されておらず、他の地区と比較するとかなり遅れている。これらの整備をお願いしたい。（事前提案）

→下水道の整備は、現在室積地区を重点に整備をすすめており、普及率も70%を超えるところまでまいりました。しかしながら、狭隘な道路に面する地区や、地形的に下水道整備が難しい地区などもあり、まだ整備に時間がかかる地区があります。

この程、室積地区の7カ年整備計画を策定し、平成30年度までの整備区域を定め、市延地区は30年度以降の区域になっておりますが、今後も効率的な整備を進めながら、少しでも整備計画が前倒しで進んでいきますよう努めていきます。

○下水道料金が低い。赤字を解消するために高いでは、納得できない。水道料金は安いでは納得できない。改善すべき点、反省点を検討し、前向きに考えるべき。（アンケート）

→現在、下水道使用料は、県内13市の中では、確かに1番高い使用料です。このため、今後も更に、下水道事業特別会計財政健全化計画に沿い、より計画的な事業の推進や経費の節減を図るとともに、水洗化率の促進や収納率の向上などに努めて参ります。

○下水道料金が低い理由が分からない。分かりやすく説明を。（アンケート）

→光市の下水道事業は、事業の着手が県内でもかなり遅い時期であったこと、また、事業をスタートした当時から、議会を始め、市民の皆様方からの強い要望を受け、他市より早いペースで整備を進めたことや、地形的に投資効果が悪い地理的条件であることなどにより、多額の建設費や維持管理費を要したため、多額の赤字を抱える経営状況となったことによるものです。

#### IV-⑥ 福祉関係

○生活保護費の受給者への就労支援として公民館や体育館などの公共施設の管理等の場を活用できないか。また、生活保護費の受給をあてにして、年金保険料の支払を行わないとすることのないよう制度の指導・徹底をお願いしたい。（事前提案）

→公民館や体育館などの公共施設では、それぞれの設置目的に沿った運営がされており、その目的に沿った人材の確保が求められます。生活保護者も求められる人材像と合致すれば、就労は可能と考えますが、現状、公民館は地域での自主運営、体育館は指定管理者により運営がされており、職員の採用については、それぞれの施設管理者で主体的に行っている状況です。したがって、生活保護者への就労支援については、ケースワーカーがハローワーク等と連携を密にし、本人の適性にあった職業に就くことができるよう、引き続き、努力いたします。

年金保険料の支払いについては、生活保護者は免除されています。生活保護者については、保護脱却時に、年金手続きを必ず行うよう指導しています。

○体育館や公民館のような公共施設の管理者の多くは、市役所の定年者や企業の定年者のが長年勤めているのではないかと。この管理者の一部に生活保護者の受給者を起用すればと思うがいかがか。（あいぱーく光）

→定年者の活用については、その能力や経験を生かしたものであると考えています。管理者の一部に生活保護の受給者を起用することについては、上記項目のとおりです。

○光市は生活保護の受給割合が高いと聞いているが。（あいぱーく光）

→光市の生活保護の受給率は、平成25年10月現在で、山口県内13市中高い方から9番目、低い方から5番目です。

○市内各地で失業者対策事業や高齢者就労支援対策事業の作業が行われているが、それらの必要性や両事業の意義と、現在行われているその他の作業についての実態把握をお願いする。（事前提案）

→市が主体となる高齢者への就労取組としては、高齢者就労事業があります。高齢者の生きがい対策を主な目的として昭和48年に発足した事業で、高齢者の福祉施策の一環として、また、不特定多数の方が利用する公共性の高い公園・緑地等を適切に維持管理するために除草、清掃作業を行っているところで、現在10地域の作業場所に74名の方が従事しています。

○老老介護が増加する中で、社会福祉協議会で貸し出しが行われている車いすは、その多くが重量タイプで、高齢者には取扱いにくい。軽量タイプも2台用意されているが少ないことから借りにくいとため、貸し出し用の軽量車いすを増加していただきたい。（事前提案）

→社協の車椅子の貸し出しは、寄贈されたものでやりくりをしているのが現状です。どっしりした方がいいと言われる方もあるので、利用状況等を見ながら、軽いタイプのものを増やしていきたいと考えます。

○幼稚園のアンケートの回収率が50%しかない。市民の立場からすると残念です。若い方の意見が本当に意見交換されているのだろうか。（あいぱーく光）

→アンケートの回収率は、他の所管で実施しているものと大きく乖離しているものではなく、まだ小さなお子様で幼保施設への入園について具体的に検討していないご家庭も多かったことからこうした回収率となったのではないかと推察しております。アンケートには幼稚園・保育園に対する自由意見を記入する箇所も設けており、子育て世代の若い方から多くのご意見をいただいております。

○ゆーぱーくの利用料金、市内・市外で統一して500円でよいのでは。利用者増につながると思う。（アンケート）

→ゆーぱーく光は、市民の方の福祉の向上と健康増進を図ることを目的とした施設でありますので、より多くの市民の方にご利用していただくよう、市内利用者と市外利用者の利用料に差をつけて設定しているところです。

○ゆーぱーくの運用内容の見直しを。洗剤が目にしみる。洗剤のポンプが使いづらい。軽食施設の設置、露天風呂の設置を。（アンケート）

→洗剤について、指定管理者は、現在設置の石鹼が他のものに比べ、極端に目にしみるというようなことはないことを確認しています。また、ポンプについては、若干戻りが遅いように感じられたため、他の容器を検討してみるとのことです。指定管理者は、お客様が気持ちよくご利用いただけるよう、不都合な点があれば、日々改善していきたいと思っておりますし、本市としても多くの人に喜んでいただけるよう、指定管理者と連携を図り、施設運営をしてまいります。

建設計画を策定する際、現在の建設規模では採算性のあるレストラン経営を行うことはリスクが高いと判断し、設置には至りませんでした。現状は、指定管理者が利用者の皆様のニーズを把握し、弁当の販売や出前、飲食物の持ち込みなどで対応しています。

露天風呂の設置につきましても、ご要望をいただいていることは承知をしていますが、設置には循環ろ過機等、追加設備の整備に多額の経費が見込まれることから、今後、利用状況や他施設の動向、改修のタイミング等を考慮し、実施時期について慎重に検討いたします。

#### IV-⑦ 建設関係

○前回の市議会報告会の回答では、光井の水路の耐えられる雨量は55mmと出ていますが、私はあそこにずっと立って調べてみると、35mmで市道は冠水している。最近のゲリラ豪雨ならば120mmが設定である。（あいぱーく光）

→光市では、県の基準及び下水道施設計画に基づき、降雨強度55mmを定め、水路整備を実施しています。国道横断部については、国交省により橋梁改修に合せ、流下能力を満足する断面で改修工事が実施され、平成24年3月に完成しており、一定の成果は出ていると考えていますが、引き続き状況を注視してまいります。市道冠水については、今後、現地の状況確認を行い、検討してまいります。

○赤線道等の整備に関する資材支給については、支給限度枠10万円／年となっており、この限度内で実施するとなるとひとつの整備の完成には数年かかる。また、インフラの未整備や緊急性の高い補修が多くある地区についての考慮をお願いしたい。（事前提案）

→予算との関係もありますので、今後、検討してまいります。

○近年、農地を宅地転用し住宅建築が進められているが、農地に設置されている用水路、排水路は、整備変更が困難なため宅地転用された後も、大半はそのまま残されている。農地であれば農耕者が草刈・浚渫などの整備を行うが、新たな宅地の住民は残された水路には関係しないことから、誰も面倒をみることなく荒れた水路が増えてきている。開発地区の新たな住民や開発業者でこうした問題に対応することを確認するか市での対処について議会でも検討いただきたい。（事前提案）

→ご意見は、開発事業者等に対して開発後の排水路の維持管理などを義務付けた上で、開発を「許可」すべきではないかという趣旨だと思います。開発事業者等に対する「開発許可」は、都市計画法等に沿って行う必要がありますが、ご意見の趣旨のものについては、法令上、特に定められた規制がありません。このため、現行の「開発許可」制度では、開発後の排水路の維持管理などを開発事業者等に義務付けることはできないものと考えます。

○浅江懸山地区の発展に向けて、現在の生活道（私道）を市が買い上げて市道にとし道幅の拡充などの整備をお願いしたい。（事前提案）

→市が土地を買い上げて市道として整備することは、現在のところ難しいと考えていますが、関係事業者には、この地区における道路の重要性と必要性は十分ご認識いただいていると思います。市としては、懸山地区の生活道の確保について、事業者に対してご理解とご協力をいただけるよう強く要請してまいります。

○中島田の林バス停付近から島田小へ向かう歩道が整備されておらず、子供の通学路として危険であり、早急に整備いただきたい。また、その予定があれば伺いたい。（事前提案）

→県道光玖珂線の歩道拡幅整備については、早期の整備に向け、道路管理者である山口県において順次進められています。引き続き、山口県に対し早期整備に向けて要望してまいります。

○室積市延地区は道路も昔のままで、表面もでこぼこで歩きにくい。これらの整備をお願いしたい。（事前提案）

→市道において、通行に支障をきたす箇所があれば、補修をしてまいります。

○木園地区にある大型商業施設の入り口の縁石に車の乗り上げ事故が多く発生し、都度、渋滞を起こしている。この入り口付近の縁石を撤去しゴム製のポールなどに変更できないか。（事前提案）

→山口県において、車両進入用の開口部の幅については、一定の基準が設けられています。現在15m近く出入口が開けられていますので、これ以上、縁石を取り除いて広げることは、現状では難しいとのこと。

○イオンの近くにJRの新駅を。大型店舗が集中、新病院へのアクセス等考慮して。（アンケート）

→現在、光市内には光駅、島田駅、岩田駅の3駅がありますが、JRの経営合理化により、島田駅及び岩田駅は平成16年4月より無人化されており、光駅におきましてもJR直営とはなっておりません。こうした厳しい状況の中、ご要望のイオン近郊への新たな駅の整備は極めて実現の可能性が低いものと考えます。

また、光駅の移設による方法につきましても、その負担はすべて地元自治体となり、用地確保の問題も含めて大変困難であると考えます。

○JR光駅の橋上化を。（アンケート）

→光駅の橋上化につきましては、これまでも多くの市民の皆様からの声が寄せられている重要性の高い課題であると認識しております。また今後、光総合病院の移転や瀬戸風線の開通などが実現した場合には、光駅を取巻く環境は大きく変化し、交通結節点としての重要性は更に高まっていく可能性も十分あるものと考えております。

今後、光駅のバリアフリー化への対応なども必要となりますことから、こうしたことも勘案しながら、鉄道事業者や、国や県など関係機関と連携を図りつつ、引き続き、調査・研究を重ねてまいります。

○光市の誇る虹ヶ浜海水浴場に葦が打ち上げられ景観を損ねるとともに海水浴客にも不愉快な思いをさせている。市の清掃チームが葦を取り除いているものの、打ち上げられる葦に追いついていない。この葦は、島田川に群生する葦が海に流れ出て打ち上げられるものとする。島田川の河口部分は土砂の堆積により植物が大量に発生しやすくなっており、抜本的な解決策として島田川の整備をお願いしたい。（事前提案）

→山口県においては、下流域は現状川幅も広く、河川流下能力も十分であることから、現在のところ葦の撤去や浚渫の予定はないとのこと。しかし、状況が変わり、緊急度が高いと判断されれば実施されるとのこと。

○岩田溝呂井川に、多くの洲やアシがある。大雨時にオーバーフローする可能性がある。取り除いてもらいたい。（アンケート）

→市内の小河川については、河川断面を阻害し、危険度が高いと判断される箇所から順次実施してまいりますので、現地を確認したいと思います。

○浅江の緑町市営住宅が今立派になっているが、他の市営住宅と比べると差別ではないか。（あいぱーく光）

→市営住宅の建替えについては、「光市営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に行うこととしています。また、改修についても、計画的に行ってまいります。

○室積の南潮浜市営住宅について、トイレは下水道に繋げないと聞くがどうか。入居者が少なすぎて溝掃除ができない。どういうふうに市の方が考えているのか。（あいぱーく光）

→南潮浜住宅については、「光市営住宅等長寿命化計画」の中で、経過年数・需要・高度利用等を勘案した結果、「用途廃止」という方針をお示ししたところであり、現在、下水道へ接続する予定はありません。また、住宅敷地内の管理については、原則、入居者の皆さんにお願いをしているところです。

○市営住宅の申し込みに応募し、これまで4回はずれているが、抽選による決定のみならず申込者の状況をも勘案した選抜はできないか。また、県営住宅では4回もはずれば自動的に入居可能と伺っており、市営住宅の入居基準の変更をお願いしたい。（事前提案）

→県営住宅では、4回以上落選した方に対し一般枠の抽選回数を2回にするという多数回応募者の優遇措置はありますが、自動的に入居可能という制度はありません。申込者の状況を勘案した選抜については、公営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対し供給される住宅ですので、すべての方が様々な困窮理由で申し込みをされています。困窮度合を客観的に判断することは困難なことから、抽選方法による入居選考が公平・公正な方法と思われまます。

#### IV-⑧ 経済関係

○光市内ならびに近郊市における企業の業績不振や倒産などにより、中堅層における失業や非正規労働者が増加している。また中堅層においては、ハローワーク等でも再就職の場が見つからないのが現実であり、再就職支援の充実と雇用の確保をお願いしたい。  
(事前提案)

→離職された方の再就職に向けた支援につきましては、平成24年度及び平成25年度に、国の制度に基づく山口県の「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し「離職者再就職支援事業」を実施してまいりました。

平成24年度事業は32名の離職者を雇用し30名の方が再就職を果たし、再就職率は93.4%となっております。平成25年度事業は23名の離職者を雇用し新年度からの再就職に向けた研修を重ねているところでございます。

平成26年度につきましても引続き事業を実施するため、新年度予算に3200万円の事業費を計上致しました。なお、平成26年度には、15名程度の離職者を雇用し、ビジネスマナーやパソコン操作などの基礎力研修や職場体験研修などを通して再就職に向けた支援を行ってまいります。

○コミュニティ交通事業については、伊保木地区は当初より活用しており、なくてはならない事業となっている。今後、他地区での利用希望があった場合、当地区の事業運営に影響がないか不安である。本事業の継続した利用ができるようお願いしたい。(事前提案)

→伊保木地区(いほき楽々会)には、平成23年10月から本事業を継続してご利用をいただいております。既に地域の皆様の生活に欠かせないものとなっております。この取組みは単に交通移動手段の確保だけでなく、協働による地域づくり推進の模範となる事例として、他地区・他市町からも関心が寄せられているところです。市としましても、伊保木地区の皆様には、今後も引き続き、本事業を有効に活用していただきたいと考えております。

また、現時点において他地区から具体的に事業実施の希望はお聞きをしておりますが、今後、他地区でも実施する場合は別の車両を確保するなど、伊保木地区の活動に支障が生じないように配慮してまいります。

#### IV-⑨ 水道関係

○光市は中山川ダムの水利権（上水15,000t/日）を有しているが広域水道事業の中止により、権利行使できていない。今般、山口県はこの光市の上水の水利権を周南地域の工業用水に転用しようとしているが、市民の財産である水利権をどのように譲渡するのか。（事前提案）

→中山川ダムの水利権は、現在、光市、周南市、岩国市の3市で「貯留する権利」を持っており、このうち、光市が所有する日量15,200トン全量を工業用水として利用しようとするものであります。

現在の15,200トンの水利権は、上水道用として使用する許可を得ておりますので、手続きとしましては、この使用目的を一旦廃止し、新たに工業用水用として申請するものです。この水利権は、山口県に譲渡するのではなく、光市の財産として引き続き所有した上で、工業用水として県に供給しようとするものです。

○広域水道事業について、水利権を山口県の工業用水として利用したいという話はどうなったのか。この財産をどういうふうに使われるのか。（あいぱーく光）

→平成25年9月の環境福祉経済委員会において、中山川ダムの光市分の貯留水利権15,200トンの水を山口県の工業用水道事業へ卸供給することとなった経緯を説明しました。近年の水需要は減少傾向にあり、さらに、施設能力に十分な余裕があることから、今後、中山川ダムの水利権を上水道として使用する見込みはないと考えます。

その上で、山口県企業局へ有償で供給できるものでありますので、光市の財産である日量15,200トンの水利権を使用し、新たな財源を確保することができるものであるという判断の結果、協議を開始したところです。

その後、平成32年度からの供給開始を目指し、供給条件、諸手続き、施設整備のスケジュールなどについて山口県企業局と協議を重ねております。平成26年度におきましては、現状の島田川から、日量15,200トンの水が取水可能かどうかを調査する流量解析業務を予定しております。

○広域水道で水利権を保有するのならば維持管理費を払うわけで、年間2500万ぐらい払っている。水利権の行使を光市はせずに山口県が買い取れば支出部分は減り財政健全化にも寄与していく。（あいぱーく光）

→広域水道で開発した水源分の水利権を山口県に譲渡することは考えておりません。また、山口県企業局への供給開始後も、現在と同様の維持管理費は発生することとなりますが、今後の協議において、これらの経費を加味した供給単価にしたいと思っております。



#### IV-⑩ 病院関係

○光総合病院の移転について、決定したいきさつを聞きたい。交通アクセスも不便ではないか。（あいぱーく光）

○光市立総合病院の移転計画があげられているが、病院への通院を目的とした交通弱者への対応についてどのように考えているのか。また、現状においても医師数が不足し診療が行えないケースがあるが、総合病院としてきちんと医師を確保し市民の安心できる安定した病院運営をお願いしたい。（事前提案）

○光総合病院を移転するにあたり、現地をどのように活用するのかを早急に示すべき。また、新病院の新診療科に、東洋医学（漢方治療）も設置して欲しい。（アンケート）

→光市立病院の移転先選定に当たっては、土地の必要面積、整形地であることや、早期に取得可能であるなどの要件を先ず整理しました。そのなかで、交通アクセス等を考えれば課題はありますが、それ以外の要件を総合的に評価勘案し、ソフトパークを候補地としました。

交通アクセスについては、民間バス事業者ヘルート変更等の要望をしていきたいと考えています。また、光駅と新病院間を結ぶシャトルバス等についても今後の課題として検討します。

診療科目については、全ての診療科が揃って診療も毎日行う総合病院が身近にあることは理想ではありますが、医師不足や偏在化が社会問題となっている状況の中で、理想の総合病院を運営するのは難しいのが実情です。今後も医師確保に努めてまいります。常勤医師の確保できない診療科については、非常勤医師による、週に1、2回程度の外来診療を確保していきたいと考えています。

現在地の活用はこれからの課題です。跡地について公共的な目的に利用する考えがあれば、それを優先したいと考えております。なければ、売却等を検討していくことになります。

診療科の設置には、それを専門に治療を行う医師が必要です。現在は東洋医学の専門医が在籍しておらず、専門科の設置は考えておりません。

光市議会では、平成26年3月議会へ上程された議案「光総合病院移転新築整備基本計画」の審議において、市執行部から上記の説明を受けております。また同議案は継続審査としており、今後も議論を深めてまいります。

○光市立総合病院は院内全面禁煙となっているが、入院患者場合、喫煙習慣のある方に24時間我慢するという事は酷ではないかと考える。喫煙スペースを設けた公共施設は多くあり、光市立総合病院にも入院患者専用の喫煙スペースを設置してはどうか。（事前提案）

→健康増進法の施行に伴い、病院等の施設は受動喫煙の防止の措置に努めることになりました。光総合病院は「禁煙外来」を設置し禁煙治療も行っており、そのため、病院の敷地内を全面禁煙としています。病院は患者さんを健康な体にする事を目的とした施設であるということをご理解願います。